要求される事項　①会社要覧　②当社が示す仕様書に基づく製作仕様書　⑸品質保証　保証付　⑹分割履行　認める　⑺落札の基本的要件　次の各号のいずれにも適合するほか、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）が示す仕様書の基準を満足することを落札の要件とする。①資産、信用が確実であり、かつ技術、設備が良好であること　②会社が必要とする物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること　③製品が良好であり、かつ価格が低廉であるとともに数量、納期についても確実に応じ得ること　④会社の需要を長期にわたり円滑に満たし得ること　⑤会社の指定する訓練、技術支援、修理、部品提供等、当社に対して積極的協力が得られること　⑻落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。ただし、入札により落札者が決定しない場合には、経営的審査及び技術的審査に適合した者と随意契約方式により契約する。⑼詳細については、入札説明書による。

5　Summary　⑴The person who is responsible for this contract : Tatsuro Fukutomi, Director, Finance Dept., Tokyo Branch Office, East Japan Railway Company.　⑵Classification of the products to be procured : 14　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : ①Personal Computer 414 sets ②Personal Computer 27 sets　⑷Delivery period : ①From 10 August 2012 through 20 August 2012 ②From 10 August 2012 through 24 August 2012　⑸Delivery place : as in the tender documentations　⑹Qualification for participating in the tendering procedures : None of the following items pertain to the prospective participant. ①persons against whom a judgment of incompetency or quasi-incompetency has been made. ②persons who have declared bankruptcy and are unable to be reinstated. ③persons who, in the performance of their contracts, manufactured products in bad faith, were crude in carrying out service, or were responsible for dishonest conduct in connection with product quality or quantity. ④persons who have wrongfully allied themselves for the purpose of forcing the bid up or down. ⑤persons who have obstructed bid participation, or completion or performance of a contract. ⑥persons who have obstructed inspection or supervision conducted by the members of this company. ⑦persons whose conduct has been wrongful or dishonest, who have caused an accident because of such conduct, or who otherwise lack honor and sincerity in their conduct. ⑧persons who are presently in dispute with the company without justifiable cause. ⑨persons who are presently delaying the discharge of their contractual duties. ⑩persons who have had an unsatisfactory achievement record in the past. ⑪persons who have failed without justifiable cause to discharge their contracts. ⑫persons who have made false declaration in connection with bidding competition procedures or contractual performance. ⑬persons who use anyone falling into any of the above categories as their representative at the bidding competition or as a representative, manager or other employee at the time of entering into a contract.　⑺Time-limit for tender : 10 : 00　9 July 2012　⑻Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., Finance Dept., Tokyo Branch Office, East Japan Railway Company, 2―20―68 Higashi-Tabata Kita-ku, Tokyo 114―8550 Japan TEL 03―5692―6066

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年6月12日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　川﨑　正彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成24―25年度鹿野川ダム低水放流設備工事
⑶　工事場所　愛媛県大洲市肱川町山鳥坂地先
⑷　工事内容
主ゲート設備
ジェットフローゲート（φ1,200㎜電動スピンドル式）１門
予備ゲート設備
鋼製ローラゲート（純径間1,950㎜×有効高1,950㎜）１門
導水管　１条
チャンバー　１基
⑸　工期　平成26年３月31日まで
⑹　本工事は、入札時に技術提案(「チャンバーの品質確保に配慮した技術提案」及び「低水放流設備の耐久性向上に配慮した技術提案」)の技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。
⑼　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式(単価個別合意方式)によることとする。
⑽　本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
⑾　本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑿　本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
⒀　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⒁　本工事は、標準歩掛のない歩掛を質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配付を行う。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑷　平成９年度以降に元請けとして、下記の㋐又は㋑に掲げる要件を満たすダム用ゲート設備を自ら製作し、据付した工事（以下、「同種工事」という）の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が、平成９年度以降に元請けとして、施工した同種工事の実績を有していること。)。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、「自ら製作し、据付した」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である扉体及び戸当り又はバルブ本体を製作し、設備全体を施工した場合とする。
㋐　ゲート形式がジェットフローゲートで、かつ、１門当たりの通水断面積が0.6㎡以上であること。
㋑　「小容量放流設備（ゲート形式が高圧スライドゲート、ホロージェットバルブ、フィックストコーンバルブ又はコーンスリーブバルブのいずれかであること)、コンジットゲート又はオリフィスゲート」で、かつ、１門当たりの通水断面積が0.8㎡以上であること。
上記㋐又は㋑において、製作と、その据付が別件工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。
なお、当該実績が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　提出する技術提案が適正であること。